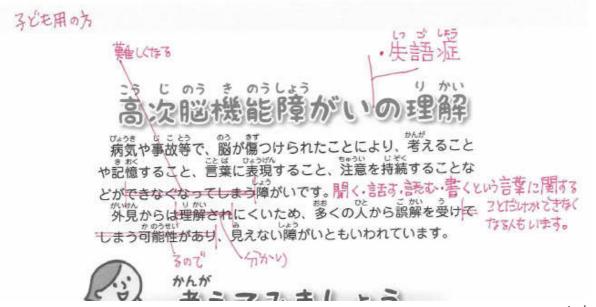
前回の協議会(9月8日開催の全体会)において、事務局預かりとした、障害者差別解消条例に関する子ども用ハンドブックの「高次脳機能障がい理解」の説明文について、当事者団体から回答が来ましたので、最終案としてご協議ください。

## 【参考:前回の協議会で出された意見】

「高次脳機能障害・失語症」という表記は改正条例の定義と整合がとれないので、「高次脳機能障害」の一つに失語症があるという説明にしてはどうか。

## 【前回の資料(資料5・裏面)】



150文字

## 【修正後の説明文】

病気や事故等などが原因で、脳が傷つき、記憶や注意をすること、計画を立てることなどが難しくなってしまう障がいです。また、障がいのせいで、友達とうまくいかなかったり、道に迷ったりしてしまう人もいます。その中で特に、脳の言葉を司る部分が傷つくと、聞く・話す・読む・書く、そして計算をすることができなくなってしまう人もいます。このような症状は失語症といいます。この障がいの症状は十人十色で、いずれも、見た目には分からない為「見えない障がい」とも言われています。子どもでもこの障がいをもっている人は大勢います。250文字

## 【その他】

文字数が100文字ほど増えている点については、余白やイラスト等の調整で 対応します。